

■ 建築物エネルギー消費性能計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料

区分		床面積の合計	金額（円）
下記以外のもの（※）	一戸建ての住宅		2,500
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		5,500
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		5,500
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000
		200㎡以上 ～	22,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		40,000
仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	10,000
		200㎡以上 ～	11,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		19,000
仕様基準・計算併用法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	14,500
		200㎡以上 ～	16,500
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		29,500
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		133,500
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		51,000

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算

※単位は一つの建築物ごとになります。